

1. 調査の実施状況

(1) 全職員調査

○ 7月下旬に全職員（2万2千905人）を対象として調査票を配布（退職者については送付。以下同じ）し、8月上旬に調査票を回収。

※ 前回の社会保険庁の調査は、管理者など約6千7百人が対象。

※ 前回の社会保険庁の調査は、無許可専従の要件を「連続1年以上、職員団体（労働組合）の役員として業務に従事」としていたが、今回は「役員であるかを問わず、連続30日を超える期間、職員団体（労働組合）の業務にもっぱら従事」に拡大。

※ 前回の社会保険庁の調査は、調査の対象期間を過去10年（平成9年4月以降）としていたが、今回はそれ以前についても調査。

(2) 追加調査（2回目調査）

① 社会保険庁の調査で判明した30人の無許可専従行為者とその給与等支払関係者計209人に対する追加調査を8月下旬に配布し、9月上旬に回収。

② 全職員調査で無許可専従の疑いが生じた者とその給与等支払関係者計102人に対する同様の追加調査を10月中旬に配布し、回収。

(3) 職員団体（労働組合）等に対する調査

○ 職員団体（労働組合）の本部・支部計54団体と組合役員経験者11人を対象として9月上旬に調査票を送付し、調査票を回収。

(4) ヒアリング調査

○ 9月上旬から無許可専従行為者とその給与等支払関係者、無許可専従の情報提供者等のべ126人のヒアリングを実施。

2. 調査の結果

(1) 無許可専従のケースについては、全職員調査の結果、新たに69人についての申告が寄せられた。

(2) これらについての情報提供者のヒアリングを実施し、以下のケース(計56人)を除外し、情報源ヒアリング等の結果による6人を加え、新規疑惑者と思料された者は19人となった。

[内訳]・前回の調査で判明した30人と重複していたもの 4人

- ・相互に重複していたもの 2人
- ・専従許可を得ていたことが確認されたもの 8人
- ・後述の勤務時間内組合活動にとどまるもの 8人
- ・情報提供者の記憶が曖昧で、行為者、時期、職場などの事実を特定するための証拠価値を認めがたいもの 33人
- ・被指摘者が死亡していたもの 1人

(3) この19人について、無許可専従が疑われる期間の業務関係書類に本人の押印があるかどうかなどの確認調査や本人のヒアリング調査を実施。

- ・前回の社会保険庁の調査より調査対象者や調査対象期間を拡大したことにより、無許可専従の行為者と認められた者 4人
- ・後述の勤務時間内組合活動の範囲と認められた者 12人
- ・勤務時間内組合活動も認めがたい者 3人

(4) 社会保険庁の調査で判明した30人に加え、(3)で新たに判明した4人の計34人が無許可専従の行為者と確認されたが、うち18人は背任罪の公訴時効(5年)が成立(後述)。

[参考] 上記のほか、無許可専従(連続30日を超える期間、職員団体(労働組合)の業務にもっぱら従事)には至らないが、勤務時間内に職員団体(労働組合)の業務に従事した勤務時間内組合活動のケースについて、全職員調査等で442件の申告が寄せられた。

(注) 勤務時間内組合活動の例としては、職員団体(労働組合)の役員会や研修会への出席などがある。